

静 岡 市 報	号 外
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

監 査 公 表

静岡市監査公表第6号

地方自治法第199条第7項の規定による監査を行った結果について、同条第9項の規定により、これを公表する。

平成28年 1 月14日

静岡市監査委員	村 松 眞
同	杉 原 賢 一
同	佐 藤 成 子
同	山 本 彰 彦

記

第1 監査の種類及び対象

1 財政援助団体監査

(1) 静岡市食品衛生協会交付金

- | | |
|--------|--------------------|
| ア 所管部局 | 保健福祉局保健衛生部保健所食品衛生課 |
| イ 団体 | 静岡市食品衛生協会 |

(2) 清水国産材加工事業協同組合補助金

- | | |
|--------|-----------------|
| ア 所管部局 | 経済局農林水産部中山間地振興課 |
| イ 団体 | 清水国産材加工事業協同組合 |

2 出資団体監査

(1) 静岡市土地開発公社

所管部局 企画局企画課

(2) 一般財団法人静岡市環境公社

所管部局 環境局ごみ減量推進課

3 指定管理者監査

(1) 城東子育て支援センター

- ア 所管部局 子ども未来局子ども未来課
- イ 指定管理者 特定非営利活動法人なのはな

(2) 市営住宅等

- ア 所管部局 都市局建築部住宅政策課
- イ 指定管理者 公益財団法人静岡市まちづくり公社

第2 監査方法

市が、財政的援助を与えているもの、出資しているもので政令に定めるもの及び公の施設の管理を行わせているものに係る出納その他の事務が、法令、条例及び規則等に基づき適正に行われているかについて、過去の監査で指摘されている事項やリスクの高い事務を中心に、関係書類の調査及び関係職員からの説明聴取を行った。

また、指定管理者監査については併せて現地調査を行った。

第3 監査範囲

平成26年度における出納その他の事務の執行

第4 監査期間

平成27年 8 月21日から平成28年 1 月 6 日まで

第5 監査結果

監査した結果、各監査において指摘事項が見受けられたので、適切な措置を講じられたい。

なお、各監査の主な着眼点、監査の結果、意見及び監査対象の概要については後述する。

(注) 1 指摘事項とは、法令、条例、規則等に違反している事項又は経済性、効率性若しくは有効性の観点から改善を要する事項など、特に指摘すべき事項として、地方自治法の規定に基づき監査結果報告書に記載し、公表するものである。

2 指導事項とは、上記以外で、軽微な誤りと認められる事項である。

財政援助団体監査

1 監査の主な着眼点

(1) 所管部局関係

- ア 補助金等の交付目的及び対象事業の内容は明確か。補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- イ 補助金等の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。補助金等の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等見直しをする必要のあるものはないか。
- ウ 財政援助団体への指導監督は適切に行われているか。

(2) 団体関係

- ア 事業は、計画及び交付条件等に従って実施され、十分効果があげられているか。また、補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。
- イ 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。

2 監査の結果

監査した結果、次の1件の指摘事項について是正、改善を求めた。また、1件の指導事項について別途指導した。所管部局においては、団体に対する指導を含めて適切な措置を講じられたい。

【指摘事項】

静岡市食品衛生協会交付金

補助金等交付事務の執行について

市補助金等交付規則第13条の規定により、実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査を行い、その報告に係る補助事業等の成果が補助事業等の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは交付すべき補助金等の額を確定し、補助金等交付額確定通知により当該補助事業者に通知するものとしてされている。

しかしながら、市は、団体が提出した実績報告書類について、その報告内容に支出伝票からの転記誤りや本来対象とすべきでない同団体の別会計の支出が記載されている等の誤りがあるにも関わらず受け取り、さらに、本来行うべきであった交付金の額の確定及び当該団体への通知を行っていなかった。

3 意見

清水国産材加工事業協同組合補助金

補助金の見直しについて

補助金は、定期的に補助金の効果の検証を行った上で必要に応じた見直しをすべきであり、それを怠ると惰性化、既得権化するおそれがある。

本件補助金は、森林の公益的機能を維持、増進するための整備を促すため、間伐等を行った際に発生する小径木の製品開発等を通じた地域林業の振興を目的に組合が行う事業に対する補助として平成2年に創設され、現在まで継続されてきたものである。

この補助金が一定の成果を上げてきたことは評価できるものの、運用の拠り所となる交付要綱もなく、加えて創設から20年以上が経過していることから、今後の本市の中山間地域振興策を見据えた中で、小径木の利活用をどのように推進するのか、その際補助対象はどうあるべきか等、現在の社会情勢を鑑み検証し、状況に応じた見直しを図りたい。

4 監査した補助金等の概要

静岡市食品衛生協会交付金

財 政 援 助 団 体	名称	静岡市食品衛生協会
	所在地	静岡市葵区城東町24番1号
	設立年月日	昭和25年2月1日
	収支の状況	収 入 額 48,924,014円 支 出 額 47,256,117円 収支差引額 1,667,897円
交 付 金 の 概 要	交付事業の目的	食品衛生推進員及び食品衛生指導員による市内の営業者に対する指導及び助言、並びに市民への食品衛生知識の普及啓発事業等を通じて、食中毒を未然に防ぎ安心して安全な市民生活を目指すことを目的とする。
	支出の根拠	静岡市補助金等交付規則
	交付金額	4,517,000円
	交付対象となつ	1 食品衛生推進員活動事業

	た事業	2 食品衛生普及啓発推進事業
指摘事項件数		1 件
指導事項件数		1 件

※収支の状況及び交付金額は、平成26年度実績を示す。なお、収支の状況は本所会計及び静岡支所並びに清水支所の一般会計の合計額である。

清水国産材加工事業協同組合補助金

財 政 援 助 団 体	名称	清水国産材加工事業協同組合
	所在地	静岡市清水区和田島555番地
	設立年月日	昭和63年 5月27日
	収支の状況	収 入 額 55,125,704円 支 出 額 48,076,074円 収支差引額 7,049,630円
補 助 金 の 概 要	補助事業の目的	森林の公益的機能を維持、増進するためには間伐等の森林整備を促進するとともに間伐材の需要拡大を図る必要がある。当組合は国産の小径木を中心に加工・販売しており、小径木の製品開発等を推進していることから、その事業費を補助し国産材の需要拡大及び地域林業の振興を図ることを目的とする。
	支出の根拠	静岡市補助金等交付規則
	補助金額	2,147,000円
	補助対象となった事業	間伐材小径木の利用による素材生産及び土木工事用資材の研究開発、木材の伐出や製材時に発生する樹皮や短材などの炭化利用研究、森林教室・木工教室等の開催、木工教材の研究、制作等、間伐材の利用促進に係る事業
指摘事項件数		0 件
指導事項件数		0 件

※収支の状況及び補助金額は、平成26年度実績を示す。

出資団体監査

1 監査の主な着眼点

(1) 所管部局関係

ア 出資金に関する事務手続や証書類の管理は適正に行われているか。

イ 出資団体の事業を検証・評価し、適切な指導が行われているか。

(2) 団体関係

ア 設立目的（出資目的）に沿った事業が行われているか。

イ 会計経理及び財産管理が適正に行われているか。

2 監査の結果

監査した結果、次の1件の指摘事項について是正、改善を求めた。所管部局においては、団体に対する指導を含めて適切な措置を講じられたい。

【指摘事項】

賞与引当金の計上について（一般財団法人静岡市環境公社）

賞与引当金は、一般財団法人静岡市環境公社経理規則第42条第4号イにより、決算において支給見込額のうち当期に帰属する額を計上するとされている。また、決算書の財務諸表に対する注記には、「職員に対する賞与の支給に備えるため、当期に帰属する期間の支給見込額を計上している。」と記載されている。

これらの規定があるにもかかわらず、平成26年度決算において、賞与引当金が計上されていなかった。また、その理由について明確な説明がされていない。

3 意見

(1) 静岡市土地開発公社

次期経営健全化計画の策定における留意点について

第2次経営健全化計画は平成23年度から同27年度までの計画期間であり、今年度が最終年度となる。現経営計画においては、目標である①長期保有土地簿価総額の縮減、②保有土地簿価総額の縮減が計画どおり達成される見込みであった。これは、市による静岡市土地開発公社（以下「公社」という。）保有土地の買戻しの着実な実行、取得目的が明確でない土地は取得しないとの方針の確立、さらに公社による土地取得時には市予算で債務負担行為を設定することなど、明確な方針に基づく施策を着実に実行した結果であるといえる。

このことを踏まえて、次期経営健全化計画の策定に当たっては、更なる経営健全化の具体的方策の検討と、今後の公社の外郭団体としてのあり方も見据えた上で策定されたい。

(2) 一般財団法人静岡市環境公社

静岡市環境公社の将来について

静岡市環境公社（以下「公社」という。）は、平成25年度に公益財団法人への移行を行わず、一般財団法人への移行を選択した。これにより、正味財産の一定部分について公益目的支出計画の対象とした上で、毎年度の公益事業（赤字事業）の実施による消却を行っている。

一方、一般財団法人への移行と併行して、平成25年度の市行財政改革推進審議会（以下「行革審」という。）において、市の出資団体としての公益性の審査を受け、その目的や事業について「市としての公益性」が認定された。

公社に係るこれら一連の流れを踏まえて今回の監査を行ったところ、次のような問題点が浮き彫りとなった。

ア 公社の将来像について

行革審で説明された「市と公社とのパートナーシップ」及び「公社のセーフティネット機能」の2点の理念について、具体的な方針や計画が未だ示されておらず、また、沼上・西ケ谷の資源循環啓発施設の管理主体候補として公社を考えている旨の説明があったが、受け手である公社自身の具体的な準備体制や財務見通しなどは皆無の状態である。

さらに、公社の本来の使命である「し尿くみ取り一本化計画」に至っては、その原資となるべき正味財産が公益目的支出計画の実施によって年々消却されていく現実に向き合うことなく、また昭和57年以来、業者の買収実績もないまま放置に等しい状態となっている。

これらは、いずれも市が公社の将来像をどのように考え、それを公社と共有し合って、具体的な行動に移していくという戦略を描いていないことの表れである。

イ 公社の経営見通しについて

平成26年度の公社決算は、1,140万円余の赤字となっていたが、公益目的支出計画の実施による赤字分以外の収支で赤字決算となっていること、従業員のうちかなりの部分に臨時職員を充てていることなどの諸問題を見据えた将来的な経営見通しが示されていない。

アの将来像は、公社が期待されている姿であるのにもかかわらず、経営的観点から見て

もこれに応えるべき公社の実態が伴っていないように見える。このまま赤字決算が続き、人材の確保も覚束ない状態でこの期待に応えられるのか、疑問である。

市と公社は、これらア、イの実態を直視し、より具体的な経営見通しを立てた上で、公社の将来像を明確にすべきである。そのためには、市と公社の連携、業界との話し合い、有識者の議論、消費者（市民）への理解を深める取組などを前提とした戦略が必要である。

4 監査した団体の概要

静岡市土地開発公社

設立年月日	昭和48年11月 1 日
所在地	静岡市葵区追手町 5 番 1 号
設立目的	公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に基づき、土地の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と住民福祉の増進に寄与することを目的とする。
基本財産相当額	20,000,000円（全額静岡市からの出資金）
組織	理事長 1 人、副理事長 1 人、理事 8 人、監事 2 人、職員 3 人
事業（定款に記載された事業）	1 土地の取得、造成その他の管理及び処分を行うこと。 2 住宅用地の造成事業並びに港湾整備事業（埋立事業に限る。）並びに地域開発のためにする臨海工業用地、内陸工業用地、流通業務団地及び事務所、店舗等の用に供する一団の土地の造成事業を行うこと。 3 前記 1、2 の業務に附帯する業務を行うこと。
経営成績・財政状態	貸借対照表、損益計算書は、別表 1 及び 2 のとおり
指摘事項件数	0 件
指導事項件数	0 件

【別表 1】貸借対照表

（単位 千円）

科目	26年度	25年度	増減
----	------	------	----

流動資産	4,753,077	4,270,388	482,688
固定資産	—	—	—
資産合計	4,753,077	4,270,388	482,688
流動負債	4,566,599	4,083,911	482,688
固定負債	—	—	—
負債合計	4,566,599	4,083,911	482,688
資本金	20,000	20,000	0
準備金	166,477	166,477	0
資本合計	186,477	186,477	0
負債及び資本合計	4,753,077	4,270,388	482,688

【別表2】損益計算書

(単位 千円)

科目	26年度	25年度	増減
事業収益	997,914	6,613,152	△5,615,237
事業原価	986,142	6,602,500	△5,616,357
事業総利益	11,772	10,651	1,120
販売費及び一般管理費	33,602	33,911	△309
事業損失	21,829	23,259	△1,429
事業外収益	21,829	23,259	△1,429
経常利益	0	0	0
当期純利益	0	0	0

※ 各表中の符号の用法等は、次のとおりである。

- 1 千円未満は切り捨て
- 2 「－」・・・該当数値がないもの
- 3 「△」・・・減数又は負数

一般財団法人静岡市環境公社

設立年月日	昭和42年 8 月 7 日 (平成25年 4 月 1 日 一般財団法人へ移行)
所在地	静岡市葵区産女953番地

設立目的	静岡市及び関係諸団体との協働・連携に基づき環境事業を行うことにより、地域における環境施策の推進と環境保全を図り、もって良好な環境を形成し、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。
基本財産	3,000,000円（全額静岡市からの出資金） なお、静岡市から運用財産として2,000,000円が出資されている。
組織	理事長1人、常務理事1人、理事5人、監事2人、評議員7人、職員62人、再雇用7人、臨時85人
事業（定款に記載された事業）	1 一般廃棄物及び産業廃棄物の処理 2 浄化槽の清掃及び維持管理 3 生活環境及び自然環境の保全 4 環境意識の啓発 5 静岡市からの廃棄物処理事業、環境保全に関する事業及び放置自転車収集運搬事業の受託 6 災害時等の行政機関への協力 7 その他この法人の目的達成に必要な事業
経営成績・財政状態	貸借対照表、正味財産増減計算書は、別表1及び2のとおり
指摘事項件数	1件
指導事項件数	0件

【別表1】貸借対照表

(単位 千円)

科目	26年度	25年度	増減
流動資産	513,758	403,353	110,405
固定資産	445,424	567,296	△121,871
資産合計	959,183	970,649	△11,466
流動負債	84,989	58,900	26,089
固定負債	271,538	297,690	△26,151
負債合計	356,528	356,590	△62
指定正味財産	—	—	—
一般正味財産	602,654	614,058	△11,404

正味財産合計	602,654	614,058	△11,404
負債及び正味財産合計	959,183	970,649	△11,466

【別表2】正味財産増減計算書

(単位 千円)

科目	26年度	25年度	増減
経常収益	938,246	935,139	3,107
経常費用	949,916	935,013	14,903
当期経常増減額	△11,670	126	△11,796
経常外収益	512	314	198
経常外費用	175	204	△29
当期経常外増減額	337	110	227
当期一般正味財産増減額	△11,404	165	△11,569
一般正味財産期首残高	614,058	613,893	165
一般正味財産期末残高	602,654	614,058	△11,404
当期指定正味財産増減額	—	—	—
指定正味財産期首残高	—	—	—
指定正味財産期末残高	—	—	—
正味財産期末残高	602,654	614,058	△11,404

※ 各表中の符号の用法等は、次のとおりである。

- 1 千円未満は切り捨て
- 2 「—」・・・該当数値がないもの
- 3 「△」・・・減数又は負数

指定管理者監査

1 監査の主な着眼点

(1) 所管部局関係

ア 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。

イ 業務の履行確認は、適切に行われているか。

(2) 指定管理者関係

ア 施設は関係法令の定めるところにより適切に管理されているか。

イ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。

ウ 施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。

2 監査の結果

監査した結果、次の1件の指摘事項について是正、改善を求めた。また、11件の指導事項について別途指導した。所管部局においては、指定管理者に対する指導を含めて適切な措置を講じられたい。

【指摘事項】

市営住宅等

リスク分担表の添付について

「静岡市指定管理者制度の手引」（以下「手引」という。）では、市と指定管理者との間でそれぞれが担うリスクの基準をリスク分担表として明示し、選定時の仕様書に記載するとともに協定書に添付することとしているが、平成24年度に行われた選定時の仕様書や、平成26年度の協定書には、このリスク分担表が添付されていなかった。

このことについて更に確認をしたところ、平成27年度の協定書にはリスク分担表を添付し、平成26年度以前も協定書には添付していないがリスク分担表を作成し、双方保有していたとの説明があった。

しかしながら、リスク分担表は、事故や施設の破損など様々なリスクを有する公の施設の特質に鑑み、選定時の仕様書や協定書といった相互の合意を示す文書に添付することとされているものである。

また、指定管理者である公益財団法人静岡市まちづくり公社（以下「公社」という。）が、所管課である住宅政策課と良好な関係を築きつつ、市営住宅等の管理を長年にわたって行っていることは、本件指定管理の強みでもあるが、反面、原点に立ち戻ることなく業

務が惰性で進められることとなれば、危機意識の欠如につながるおそれもある。

したがって、所管課と指定管理者との間で適度な緊張感を保つためにも、手引において示されている文書による合意等を適切に行われたい。

3 意見

市営住宅等

指定管理者の選定について

指定管理者の募集方法については、手引において、原則として公募によるものとされているが、市の政策との連動性や管理運営の特殊性などからこれが適当でないとして指定管理者選定委員会が認めた施設は、非公募による選定ができるものとされており、その場合には、根拠を明確にしておく必要があるとされている。

本件の場合、住宅政策課から提出された指定管理者監査資料では、公社を非公募により選定した理由として、指定管理者としての実績が十分であることや、防災対策や高齢者対策等に関する事業の提案が高く評価されたことが挙げられていた。しかしながら、これらの理由のみでは不十分であると感じられたことから、改めて確認をしたところ、公社が市福祉部局等と積極的に連携し、公社の使命として行政の目の行き届かないところに対応していること等が市の政策と連動しているとの説明があった。

これらの説明により、住宅政策課も公社も、公益性の確保された市営住宅等の管理・運営という目的を共有しつつ事業を展開していることが確認でき、また、市福祉部局等との連携を一層強化していこうとする姿勢がうかがえたものの、非公募による選定を行うことについては、より一層慎重な判断と説明責任が求められる。

したがって、市民にとってのセーフティーネットの一つである公営住宅等の管理・運営には、入居者の生活に寄り添ったきめ細かな対応や、市の政策との連動性が求められ、市と共にその使命を担うのが公社であるということをお互いが再度認識し、高齢化をはじめとする社会情勢の変化に応じた事業を展開されたい。

4 監査した施設の概要

城東子育て支援センター

設置時期	平成17年 6月 6日
所在地	静岡市葵区城東町24番 1号

施設 の 概 要	設置目的	少子化の進展に伴い、子育てを社会全体で支援する環境づくりが求められていることに鑑み、多様な子育て支援事業及びこれに係わる連携を図る事業を推進し、もって児童及び児童を育てる家庭の福祉を増進させるとともに、本市子育て支援事業の拠点施設として重要な役割を担うことを目的とする。
	従事員数	総括責任者（心理士）1人、心理士2人、施設長（保育士）1人、保育士2人、事務員1人
	主な施設	遊戯室、相談室、授乳室、事務室
団 体 の 概 要	名称	特定非営利活動法人なのはな
	所在地	静岡市葵区川越町4番5号
	設立年月日	平成20年3月21日
	設立目的	核家族化、少子化が進行し地域的つながりが薄れる中、乳幼児のための教育・保育施設の運営並びに発達障害児のための一時支援施設の運営等、地域の中で支え合い育て合うための施設運営事業を行い、子どもがありのままの自分でいられるような、活力ある住み良い地域社会を作ることを目的とする。
指 定 管 理 の 状 況	選定方法	公募
	指定期間	平成25年4月1日から平成30年3月31日まで
	指定管理料	7,809,000円（利用料金制は採用していない。）
	主な管理業務内容	1 静岡市子育て支援センター条例第3条に基づく子育てに関する交流事業等の実施 2 施設の管理運営
	収支の状況	収 入 額 7,810,240円 支 出 額 7,660,087円 収支差引額 150,153円
指摘事項件数	0件	
指導事項件数	3件	

※指定管理料及び収支の状況は、平成26年度実績を示す。

市営住宅等

施 設 の 概 要	対象施設	市営住宅、改良住宅、特定公共賃貸住宅等
	設置目的	戦後復興における住宅難を解消するため、昭和26年に発効された公営住宅法に基づき、地方公共団体が国の補助を受けて建設及び整備された住宅で、住宅の居住に困窮する低額所得者を対象として、低廉な家賃で賃貸又は転貸することを目的としている。
	従事員数	静岡事務所職員11人、清水事務所職員 6 人
団 体 の 概 要	名称	公益財団法人静岡市まちづくり公社
	所在地	静岡市葵区七間町12番 4
	設立年月日	昭和16年 7 月17日
	設立目的	まちづくり支援事業、スポーツ・健康増進事業、文化教養事業、コミュニティの場の提供等を通じて、健やかな文化的な市民生活の向上と快適な地域社会の実現を図り、もって生き生き暮らせる静岡市の創造に寄与する。
指 定 管 理 の 状 況	選定方法	非公募
	指定期間	平成25年 4 月 1 日から平成30年 3 月31日まで
	指定管理料	379,985,040円（利用料金制は採用していない。）
	主な管理業務内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 募集事務に関する事 2 入居事務に関する事 3 退去事務に関する事 4 修繕に関する事 5 駐車場の使用に関する事 6 施設の維持管理に関する事（第三者委託可能） 7 家賃、駐車場使用料、汚水処理施設使用料等の事務に関する事 8 各種承認等に関する事 9 管理人に関する事 10 夜間対応・休日緊急対応に関する事 11 防災・災害復旧対応に関する事 12 その他

	収支の状況	収 入 額 379,985,040円
		支 出 額 379,797,068円
		収支差引額 187,972円
指摘事項件数	1 件	
指導事項件数	8 件	

※指定管理料及び収支の状況は、平成26年度実績を示す。